

広島県警察本部告示第10号

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年5月23日

広島県警察本部長 石 田 勝 彦

広島県警察本部庁舎取締規程の一部を改正する告示

広島県警察本部庁舎取締規程（昭和32年広島県警察本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「室以外」を「専用部分以外」に、「課室隊所の長」を「課隊所の長」に改め、「者を含む。）」の次に「及び警察学校長」を加え、同条第2項中「各課室隊所の室における」を「前項の各課室隊所の専用部分の」に改める。

第7条第1項第2号中「鉄棒」を「銃器、爆発物」に、「又は身体」を「、身体」に、「器具を所持する者」を「危険物を所持し、又は庁舎内に持ち込もうとする者」に改め、同項第3号中「破損」を「損傷、汚損」に改め、同項第4号中「面会」の前に「職員に」を加え、同項に次の2項を加える。

(7) 立入りを禁止した区域又は場所に立ち入ろうとする者

(8) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理上支障があると認められる行為をする者又はそのおそれのある者

第9条中「開門時刻及び閉門時刻」を「開門及び閉門の時刻」に改め、同条の表を次のように改める。

庁 舎		開 門 時 刻	閉 門 時 刻
本部庁舎	正面玄関	午前7時	午後9時
	東側通用口	常時閉門（必要に応じて開門）	
別館基町庁舎		午前7時	午後7時
別館坂庁舎		当該庁舎における執務開始時	当該庁舎における執務終了時
別館光南庁舎		午前7時30分	午後6時30分
航空隊庁舎		常時閉門（必要に応じて開門）	
航空隊広島空港庁舎			
科学捜査研究所庁舎		午前7時30分	午後6時30分
広島県運転免許センター庁舎		午前7時	午後6時30分
広島県東部運転免許センター庁舎			
別館出島庁舎		当該庁舎における執務開始時	当該庁舎における執務終了時
機動隊庁舎		午前5時	午後11時
学校庁舎	正門	午前5時	午後9時
	裏門	常時閉門（必要に応じて開門）	

第9条に次の1項を加える。

2 前項の開門を行わない日は、次の各号の区分に従い当該各号に定める日とする。ただし、第3条第1項に定める者が必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 広島県運転免許センター庁舎及び広島県東部運転免許センター庁舎 広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日並びに土曜日

(2) (1)以外の庁舎 (1)に定める日及び日曜日

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。